

未来を創る建設プロジェクトに、新たな力をプラス

こんな場合にはぜひご相談ください。

まちなか立地集積支援事業

- ・老朽化したビルを改修して、飲食店舗や雑貨販売の店舗が入るようにしたい。
- ・未利用地に新たにホテルを建設したい。
- ・古いビルをオフィスビルに建て替えたい。 など

建設費の
10~15%
などを支援
(上限額1億円)

さらに

解体への補助

マスターリース事業者の
改修補助

その他加算措置あり

概要は裏面をご覧ください。

問合せ:福島市役所市街地整備課

TEL 024-525-3763

mail shigaichi

@mail.city.fukushima.fukushima.jp

Webサイトは

福島市 まちなか立地

で検索



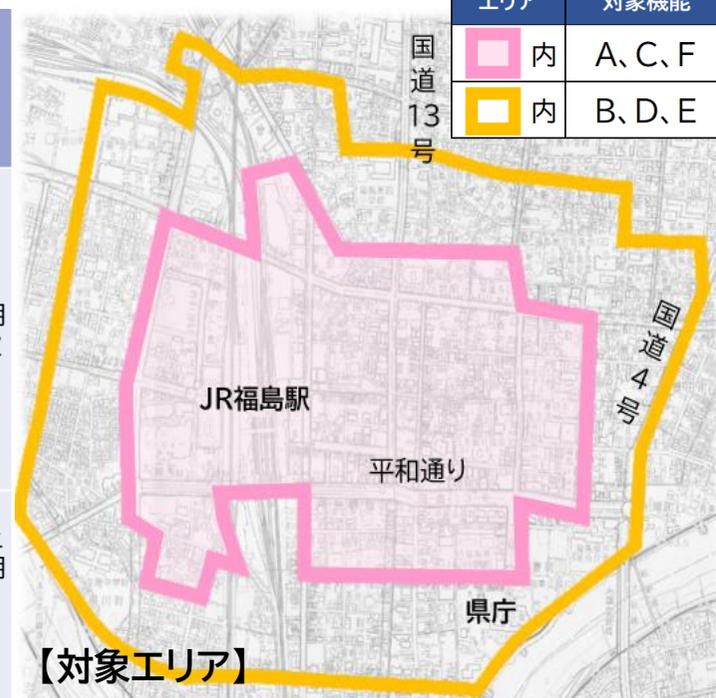
まちなか立地集積支援

概要:都市機能を有する施設のまちなかでの整備への補助。

目的:都市機能をまちなかに誘導し、より効率的なまちづくりを促すとともに、密度の高いまちを形成してさらなる投資を呼び込み、まち全体の活性化につなげていく。

《凡例》 ※支援エリアには、沿道も含む。

項目	対象経費と補助率		補助上限額	事業内容の条件
	建築費 または 修繕費 (※)	取得費 または 解体費		
①更地に 新築 する場合	10%	—	1億円	①投資額合計1億円以上 ②床面積500㎡以上(共用部分含む)の都市機能(次ページのとおりに)
②従前建物に 増築 する場合	10%	5%	1億円	
③ 建て替え する場合	10%	10%	建築費用:1億円、 解体費用:5千万円	①投資額合計1千万円以上 ②床面積500㎡以上(共用部分含む)の都市機能 ③マスターリースの場合、賃料を除く修繕が対象
④建物を 修繕、模様替え する場合	10%	5%	1億円	
⑤ マスターリース事業者の修繕等	10%	—	1億円	



【対象となる都市機能】

※工事費、設計費、経費を含む

- A ホテル等宿泊機能 ※客室100室以上確保
- B 教育関連機能 (大学、短大、専門学校、高校)
- C 商業機能 (飲食、スーパー、アパレル、雑貨、エンタメサービス、アミューズメントなど)
- D オフィス機能 (情報通信、広告、専門サービス、金融など)
- E 医療関連機能 (病院、診療所など)
- F 文化芸術関連機能 (音楽ホール、図書館機能、イベントスペースなど)

【特例措置】

- (1)バンケット割増(宿泊施設にバンケットを併設する場合)
 - ➔バンケット整備部分の補助率を5%加算 (バンケット整備部分については上限なし)
- (2)教育関連機能が過半となって入居する場合
 - ➔教育関連機能整備部分を5%加算 (全体の上限:1.5億円)



《まちなか出店に関する他の支援制度》

併用の可否は問合せください。

○新規出店にかかる内外装 工事支援

空き店舗や新規店舗へ入居する場合、内外装や設備などの工事費の一部を補助

対象者/補助率	補助上限額
クリエイティブ産業 :1/2	200㎡以上:300万円 100~200㎡
その他の産業 :1/3	:200万円 100㎡未満:100万円

○まちなか出店家賃補助

空き店舗や新規店舗へ出店する場合の家賃の一部を補助
1/6~2/3(上限:180万円など)

○ゆとり満喫福島オフィス開設支援

県外から本社・支社を移転・新規開設する場合、施設の改修や設備購入、オフィス賃料の一部を補助

○企業立地促進制度

本市に本社・支社を移転させる場合(※)、用地取得費等の一部を補助

対象者	補助率/上限額
製造業、物流業、卸売業、小売業、情報技術・研究開発型企业など	①用地取得費×30% (上限:7千万円) ②固定資産税相当額×3年間 (上限:2千万円+超過分1/2) ③新規雇用1人20万円×3年間 ④転入経費1人20万円×3年間

※当該制度では、これ以外の場合の支援内容も設けています。